

教育委員会の権限事務に係る教育長の臨時代理（県議会議案「沖縄県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例」に対する意見）

学校人事課

1 概 要

令和8年第1回沖縄県議会に知事が提出した議案「沖縄県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例」に係る、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく意見聴取に対する回答について、教育委員会会議を開催する時間的余裕がなかったことから、令和8年2月2日に沖縄県教育委員会の議決事項及び教育長に委任する事項等に関する規則第7条第1項に基づき、教育長による臨時代理により回答した。

2 「沖縄県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例」案の概要

- (1) 義務教育費国庫負担金の最高限度額の算定方法の見直しによる改正
 - ①多学年学級担当手当の廃止
 - ②教員特殊業務手当のうち「部活動における児童又は生徒に対する指導の業務」の支給額引き上げ（2,700円 → 3,900円）
- (2) 防疫等作業手当に係る規定の整理

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）の一部改正に伴い、家畜の伝染性疾病の名称変更があったことから、防疫等作業手当に係る規定を整理する（家畜の伝染性疾病の名称変更（ブルセラ病 → ブルセラ症））。
- (3) 施行期日：令和8年4月1日（ただし、（2）については公布の日から、
 - (1) ①については令和9年1月1日から施行する）

3 臨時代理した意見の内容

議案「沖縄県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例」は、義務教育費国庫負担金の最高限度額の算定方法の見直し及び関係法令の改正等に伴うものであることから、異議がない旨を回答した。